

3. 選挙人名簿登録制度及び登録者数調

(1) 一般選挙の選挙人名簿登録制度

(A) 永久選挙人名簿

昭和41年から永久選挙人名簿の制度が施行され、転出、死亡等の異動がなければ永久に用いられることになった。

(B) 住民基本台帳との関連

当市に住所を有し、かつ「住民基本台帳」に登録されている者のなかから、選挙権を有する者を選挙管理委員会が職権で登録することとなった。

(C) 登録方法と時期

① 定時登録 毎年3月、6月、9月及び12月の1日現在で資格を有する者を2日に登録する。名簿の縦覧は当該月の3日から7日まで市選挙管理委員会事務室で行う。

② 選挙時登録 選挙を行う場合において、別に日を定め資格を有する者を登録する。

③ 補正登録 選挙管理委員会は「定時登録」または「選挙時登録」に登録する資格を有する者が登録されていないことを知った時は、その者を直ちに登録する。

(D) 登録資格

登録基準日現在で選挙資格を有する者であること。(定時登録においては、毎年3月、6月、9月及び12月の1日現在、選挙時登録では、別に定める日)

① 日本国民であり、年齢満20年以上の者(平成28年6月20日以降に告示される選挙は、年齢満18年以上の者)

② その者の住民基本台帳が作成された日(他市町村からの転入者は転入届出の日)から引き続き3箇月以上、その台帳に登録されている者(ただし、当市に住所を有しない者は除かれる。)

(E) 欠格事由

禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、選挙犯罪による選挙権の停止中の者等が欠格事由にあたり、選挙人名簿には登録されるが選挙権の行使ができない。併せて登録後に事由が生じたときも、その事由がなくなるまで選挙権の行使ができないこととされている。

(2) 在外選挙人名簿登録制度

(A) 在外選挙人名簿の調製等

ア 選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

イ 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とする。

ウ 在外選挙人名簿の登録は、申請に基づき行うものとする。

(B) 在外選挙人名簿の被登録資格

在外選挙人名簿の登録は、年齢満20年(平成28年6月20日以降に告示される選挙は、年齢満18年)以上の日本国民で、その者の住所を管轄する領事館の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者について行う。

(3) 農業委員会委員選挙の選挙人名簿登録制度

(A) 登録方法と時期

毎年1月1日現在で登録資格を有する世帯主（農業生産法人の場合は本人）が1月10日までに農業委員会に申請する。農業委員会では1月31日までに申請書に選挙権の有無を記載し、申請もれの者については、それに代わる文書を作成し、選挙管理委員会に提出する。

選挙管理委員会では2月20日までに登録者を決定し、2月23日から15日間名簿を縦覧に供し、3月31日に選挙人名簿が確定する。

(B) 名簿登録資格

- ① その選挙が行われる農業委員会の区域内に住所を有する者であること
- ② 30アール以上の農地につき耕作の業務を営む者、耕作の業務を営む者の同居の親族、又はその配偶者であって年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた者であること
- ③ 選挙人名簿が確定する3月31日現在で満20歳以上の者であること
- ④ 農業生産法人の場合は、①、②、③の要件に加えて組合員、社員又は株主であること

※ 平成27年9月4日農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「改正法」という。）を公布【総務省自治行政局選挙部選挙課 通知】

第1 農業委員会の委員の選出方法の変更

農業委員会の委員の公選制が廃止され、市町村長による選任制に変更されたこと。（農業委員会等に関する法律第4条第2項及び第7条から第15条まで関係）

第2 経過措置

- 1 公布の日以後は、改正法による改正前の農業委員会等に関する法律（以下「旧農業委員会法」という。）の規定にかかわらず、農業委員会の委員の選挙は、行わないものとされたこと。ただし、改正法の公布の際既にその期日が告示されているものについては、この限りではないものとされたこと。（改正法附則第28条第1項関係）
- 2 公布の日以後は、旧農業委員会法の規定にかかわらず、農業委員会委員選挙人名簿は、調製しないものとされたこと。（改正法附則第28条第2項関係）
- 3 改正法の公布の際既に調製されている農業委員会委員選挙人名簿については、委員の任期満了の日まで据え置かなければならないものとされたこと。（改正法附則第28条第3項関係）
- 4 改正法の公布の際既に在任する農業委員会（改正法の公布の際既にその期日が告示されている委員の一般選挙を行う農業委員会を除く。）の委員であってその任期が平成28年3月31日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとされたこと。（改正法附則第29条第1項関係）
- 5 改正法の施行の際既に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとされたこと。（改正法附則第29条第2項関係）

第3 施行期日

改正法は、平成28年4月1日から施行するものとされたこと。ただし、第2に掲げる経過措置に関する規定（5に掲げる規定を除く。）は、公布の日から施行するものとされたこと。

(4) 一般選挙の年次別選挙人名簿登録者数調

世帯数、人口は、 24年～42年 12月末現在
43年～ 8月末現在

(A) 旧滝川市

年次	世帯数	人 口			有 権 者 数			摘 要
		男	女	計	男	女	計	
昭和24年	5,442	13,725	13,818	27,543	6,257	6,522	12,779	12.20現在
25	5,220	13,889	13,955	27,844	6,635	6,866	13,501	〃
26				28,397	6,607	6,884	13,491	〃
27	5,367	14,129	14,011	28,140	6,591	6,850	13,441	〃
28	5,498	14,542	14,466	29,008	6,601	6,827	13,428	〃
29	5,629	14,826	14,869	29,695	6,562	6,861	13,423	〃
30	5,939	15,171	15,248	30,419	6,781	7,051	13,832	〃
31	6,198	15,500	15,594	31,094	8,284	7,326	15,610	〃
32	6,452	15,744	15,899	31,643	8,806	8,114	16,920	〃
33	8,313	17,750	16,476	34,226	8,677	7,974	16,651	〃
34	8,700	18,249	17,131	35,380	9,061	8,430	17,491	〃
35	9,314	19,112	17,866	36,978	8,956	8,528	17,484	〃
36	9,717	19,570	18,455	38,025	9,200	8,974	18,174	〃
37	10,322	20,262	19,015	39,277	10,227	9,995	20,222	〃
38	11,356	21,390	19,935	41,325	10,504	10,544	21,048	〃
39	11,912	22,277	20,746	43,023	10,585	10,744	21,329	〃
40	11,625	21,828	20,875	42,703	11,204	11,119	22,323	〃
41	11,922	22,031	21,003	43,034	11,931	12,001	23,932	〃
42	12,358	22,339	21,223	43,562	12,844	12,849	25,693	9.20 現在
43	12,637	22,644	21,432	44,076	12,796	12,896	25,692	〃
44	13,118	22,684	21,768	44,452	13,632	13,740	27,372	〃
45	13,404	22,631	22,034	44,665	13,254	13,725	26,979	9.10 現在

(B) 旧江部乙町

年次	世帯数	人 口			有 権 者 数			摘 要
		男	女	計	男	女	計	
昭和24年	1,624	4,701	4,688	9,389				
25	1,619	4,642	4,719	9,361				
26	1,616	4,701	4,697	9,398				
27	1,637	4,875	4,748	9,623				
28	1,711	4,950	4,895	9,845				
29	1,747	4,964	4,955	9,919				
30	1,770	4,984	4,969	9,953	2,436	2,573	5,009	
31	1,828	4,993	5,008	10,001	2,460	2,591	5,051	
32	1,843	4,972	5,028	10,000	2,466	2,631	5,097	
33	1,879	4,957	5,017	9,974	2,488	2,675	5,163	
34	1,911	4,961	5,019	9,980	2,525	2,697	5,222	
35	1,950	4,924	4,997	9,921	2,505	2,687	5,192	
36	1,967	4,762	4,918	9,680	2,468	2,702	5,170	
37	1,982	4,682	4,836	9,518	2,423	2,683	5,106	
38	2,052	4,674	4,843	9,517	2,430	2,694	5,124	
39	2,084	4,586	4,746	9,332	2,419	2,674	5,039	
40	2,015	4,367	4,522	8,889	2,392	2,625	5,017	
41	1,965	4,107	4,363	8,470	2,391	2,644	5,035	
42	1,940	3,970	4,229	8,199	2,435	2,692	5,127	
43	1,934	3,861	4,138	7,999	2,454	2,714	5,168	
44	1,909	3,718	4,008	7,726	2,398	2,678	5,076	
45	1,923	3,602	3,919	7,521	2,386	2,679	5,065	
46	1,921	3,562	3,924	7,486				

(C)新滝川市

年次	世帯数	人口			有権者数			人口に対する有権者の割合
		男	女	計	男	女	計	
昭和46年	15,523	26,126	26,026	52,152	15,818	16,699	32,517	62.35
47	15,630	26,154	26,130	52,284	15,834	16,885	32,719	62.58
48	15,765	26,132	26,128	52,260	15,969	17,118	33,087	63.31
49	15,828	25,800	25,913	51,713	16,156	17,357	33,513	64.81
50	16,139	25,273	25,794	51,067	16,161	17,373	33,534	65.67
51	16,600	25,376	26,039	51,415	16,298	17,511	33,809	65.76
52	16,985	25,568	26,165	51,733	16,581	17,759	34,340	66.38
53	17,254	25,605	26,273	51,878	16,811	17,919	34,730	66.95
54	17,546	25,811	26,583	52,394	16,987	18,215	35,202	67.19
55	17,792	25,977	26,720	52,697	17,236	18,500	35,736	67.81
56	18,080	25,938	26,842	52,780	17,370	18,658	36,028	68.26
57	18,292	25,936	27,021	52,957	17,455	18,835	36,290	68.53
58	18,651	25,865	27,210	53,075	17,665	19,111	36,776	69.29
59	18,879	25,818	27,221	53,039	17,704	19,257	36,961	69.69
60	19,043	25,685	27,214	52,899	17,742	19,324	37,066	70.06
61	19,065	25,315	27,056	52,371	17,672	19,389	37,061	70.28
62	19,031	25,017	26,781	51,798	17,661	19,434	37,095	71.61
63	19,150	24,777	26,719	51,496	17,539	19,561	37,100	72.04
平成元年	19,210	24,417	26,510	50,927	17,469	19,590	37,059	72.77
2	19,265	24,031	26,200	50,231	17,434	19,586	37,020	73.70
3	19,296	23,616	25,885	49,501	17,348	19,618	36,966	74.68
4	19,473	23,522	25,746	49,268	17,406	19,646	37,052	75.21
5	19,626	23,365	25,671	49,036	17,506	19,808	37,314	76.10
6	19,670	23,259	25,589	48,848	17,548	19,848	37,396	76.56
7	19,890	23,158	25,549	48,707	17,726	20,014	37,740	77.48
8	19,884	22,929	25,325	48,254	17,652	19,986	37,638	78.00
9	20,043	22,911	25,222	48,133	17,792	20,015	37,807	78.55
10	20,219	22,845	25,034	47,879	17,862	20,075	37,937	79.24
11	20,304	22,734	24,946	47,680	17,909	20,197	38,106	79.92
12	20,424	22,575	24,796	47,371	17,894	20,147	38,041	80.30
13	20,617	22,474	24,621	47,095	17,843	20,155	37,998	80.68
14	20,757	22,325	24,525	46,850	17,813	20,152	37,965	81.04
15	20,816	22,092	24,236	46,328	17,702	20,046	37,748	81.48
16	20,950	21,971	24,112	46,083	17,614	20,014	37,628	81.65
17	20,915	21,476	23,750	45,226	17,649	20,033	37,682	83.32
18	20,968	21,235	23,596	44,831	17,418	19,897	37,315	83.23
19	21,047	20,977	23,417	44,394	17,263	19,833	37,096	83.56
20	21,155	20,736	23,269	44,005	17,098	19,734	36,832	83.70
21	21,375	20,838	23,218	44,056	16,987	19,658	36,645	83.18
22	21,350	20,628	22,995	43,623	16,842	19,520	36,362	83.36
23	21,445	20,431	22,896	43,327	16,744	19,468	36,212	83.58
24	21,482	20,207	22,666	42,873	16,624	19,362	35,986	83.94
25	21,358	19,953	22,339	42,292	16,446	19,156	35,602	84.18
26	21,369	19,779	22,158	41,937	16,353	19,025	35,378	84.36
27	21,411	19,611	21,947	41,558	16,195	18,901	35,096	84.45

(5) 農業委員会委員選挙の年次別選挙人名簿登録者数調

(各年3月31日現在)

年別	性別	選挙人名簿登録者数			世帯数	備考
		男	女	計		
昭和46年		2,000	2,105	4,105	1,490	
47		1,969	2,123	4,092	1,479	
48		1,897	2,053	3,950	1,445	
49		1,869	2,008	3,877	1,414	
50		1,827	1,945	3,772	1,380	
51		1,682	1,798	3,480	1,269	
52		1,703	1,804	3,507	1,273	
53		1,744	1,815	3,559	1,312	
54		1,685	1,761	3,446	1,284	
55		1,652	1,743	3,395	1,262	
56		1,611	1,692	3,303	1,222	
57		1,613	1,693	3,306	1,224	
58		1,531	1,594	3,125	1,164	
59		1,518	1,596	3,114	1,178	
60		1,527	1,606	3,133	1,167	
61		1,478	1,574	3,052	1,156	
62		1,453	1,548	3,001	1,123	
63		1,425	1,522	2,947	1,094	
平成元年		1,371	1,452	2,823	1,060	
2		1,288	1,327	2,615	1,023	
3		1,250	1,293	2,543	1,090	
4		1,195	1,223	2,418	975	
5		1,156	1,176	2,332	943	
6		1,130	1,161	2,291	914	
7		1,070	1,097	2,167	859	
8		1,017	1,034	2,051	828	
9		985	1,011	1,996	820	
10		946	951	1,897	784	
11		938	967	1,905	803	
12		895	882	1,777	765	
13		832	833	1,665	742	
14		821	805	1,626	730	
15		781	748	1,529	704	
16		767	712	1,479	678	
17		731	686	1,417	662	
18		681	653	1,334	613	
19		642	610	1,252	579	
20		641	597	1,238	592	
21		630	586	1,216	587	
22		628	576	1,204	584	
23		573	521	1,094	528	
24		544	494	1,038	510	
25		524	467	991	489	
26		519	450	969	491	
27		497	433	930	472	

(6) 投票区別選挙人名簿登録者数調

投票区	投票所	平成元年9月1日現在			平成8年9月1日現在			平成16年9月1日現在			平成24年9月1日現在		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	滝川第一小学校	1,325	1,457	2,782	1,272	1,344	2,616	1,194	1,289	2,483	1,025	1,192	2,217
2	滝川第二小学校	1,270	1,387	2,657	1,344	1,496	2,840	1,439	1,656	3,095	1,380	1,603	2,983
3	花月地区児童センター	1,669	1,916	3,585	1,741	1,995	3,736	1,873	2,134	4,007	1,864	2,254	4,118
4	東滝川地区転作研修センター	505	573	1,078	588	645	1,233	540	636	1,176	487	584	1,071
5	滝川市役所	1,289	1,660	2,949	1,325	1,594	2,919	1,214	1,449	2,663	1,127	1,307	2,434
6	江陵中学校	1,834	1,672	3,506	1,746	1,767	3,513	1,826	1,722	3,548	1,721	1,820	3,541
7	西小学校	1,535	1,694	3,229	1,582	1,776	3,358	1,507	1,703	3,210	1,348	1,552	2,900
8	東地区コミュニティセンター	1,171	1,345	2,516	1,301	1,441	2,742	1,388	1,615	3,003	1,499	1,696	3,195
9	滝川テクニカルセンター体育館	1,007	1,127	2,134	1,026	1,124	2,150	957	1,095	2,052	897	1,016	1,913
10	西地区コミュニティセンター	952	1,031	1,983	1,053	1,208	2,261	1,016	1,159	2,175	903	1,065	1,968
11	滝川市農村環境改善センター	1,142	1,374	2,516	1,112	1,350	2,462	1,057	1,311	2,368	931	1,135	2,066
12	江部乙保育所	577	740	1,317	530	734	1,264	454	674	1,128	396	602	998
13	江部乙東陽地区福祉会館	161	181	342	131	147	278	104	119	223	97	91	188
14	江部乙南地区福祉会館	73	82	155	74	77	151	54	52	106	43	38	81
15	江部乙北地区福祉会館	68	79	147	64	66	130	58	54	112	58	45	103
16	9の2転作研修会館	54	59	113	44	52	96	30	43	73	22	39	61
17	北滝の川地区福祉会館	900	1,046	1,946	748	897	1,645	818	965	1,783	739	929	1,668
18	東小学校	1,350	1,526	2,876	1,479	1,706	3,185	1,615	1,814	3,429	1,578	1,790	3,368
19	明苑中学校	576	628	1,204	492	567	1,059	470	524	994	509	604	1,113
20	江部乙旭沢集会所	12	12	24									
合計		17,470	19,589	37,059	17,652	19,986	37,638	17,614	20,014	37,628	16,624	19,362	35,986

※第20投票所の区域を平成4年5月28日開催の滝川市選挙管理委員会において、「公職選挙法第17条第2項により、第11投票所の区域へ統合」することとなった。

※第9投票所は、平成23年4月10日執行の北海道知事・道議会議員選挙より「泉町福祉会館」から「滝川テクニカルセンター体育館」へ変更となった。

※第8投票所は、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙より「空知教育センター」から「東地区コミュニティセンター」へ変更となった。